

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

<p>路線名</p>	<p>さいたま鴻巣線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>上尾市大字平方字小林三七六七番一地先から同市大字平方字小林三六五七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年一月二十四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年二月十二日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号及び平成二十八年七月二十六日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六八・四八メートル</p>